

## 1 名古屋白龍町マンション建設暴行デッチ上げ事件

### (1) 事件の概要

2016年10月、名古屋市瑞穂区に住む住民らが低層住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街に15階建てのマンションが建設されたことに反対し、建築確認に対する審査請求、建築差止仮処分申立と並行して建設予定地で工事騒音や粉塵対策の申し入れと共に監視活動を行っていたところ、住民運動のリーダーが両手で現場監督の胸をつく暴行を行ったとして、傷害罪で逮捕され、同月21日暴行罪で起訴されるまで瑞穂警察署に勾留された。その際、指紋、顔写真、DNAデータのための血液を採取され、携帯電話を任意提出させられた。

刑事事件は、2018年2月、名古屋地裁刑事5部において無罪となり、検察は控訴せず。無罪が確定した。

同年7月24日、原告がDNAデータ抹消、指紋、顔写真の抹消及び携帯電話データの抹消、県及び被害申告をした業者・現場監督に対して損害賠償を請求した。

### (2) 関連訴訟

①刑事事件 無罪判決確定

②業者による監視カメラ損害賠償請求事件 勝訴（業者による嫌がらせ認定）

週刊金曜日 1249号井澤宏明「マンション建設監視カメラ訴訟で原告が一部勝訴「嫌がらせ」を指摘」

③工事騒音被害損害賠償請求事件（勝利的和解）

④建築工事差止仮処分 却下決定

### (3) 名古屋地裁判決

ア 国賠、業者に対する損害賠償請求棄却

イ DNAデータ、顔写真、指紋抹消命令。

#### ①諸外国の立法例

ドイツ、欧州人権裁判所の決定、韓国、台湾の法令

ウ 日本における法令・運用の検討

警察法5条4項20号、17条

#### ①指紋－指掌紋規則

DNA型記録－DNA型規則

被疑者写真の管理－写真規則

#### ②収集・保管に関する規則・取扱

エ 指紋、DNA型及び被疑者写真データベース化についての検討

「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由及びみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有すると解される（最高裁昭和44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁、最高裁平成7年12月15日第3小法廷判決・刑集49巻10号842頁）。」

「DNA 型（DNA 型資料とは異なり、あくまで人を識別するための限られた情報としてのデータである。）についても、基本的には識別性、検索性を有するものとして、少なくとも指紋と同程度には保護されるべき情報であるため、何人もみだりに DNA 型を採取されない自由を有すると解される。」

「指紋や DNA 型は、過去の指紋や DNA 型との同一性確認や遺留された指紋、DNA 型との対照、データベース化して検索することで意義を発揮するから、みだりに指紋の応酬を強制されない自由やみだりに DNA 型の採取を強制されない自由は、取得された後に利用されない自由をも含意している。」

データベース化の積極的意義も認め、他方、情報の漏出・誤用などの弊害、国民の行動を萎縮させる効果－「みだりに使用されない自由に対する侵害があると言わざるをえない。」

承諾について「当該具体的な事件捜査のために指紋・DNA 型の提供を承諾したとしても、半永久的にデータベース登録されることを承諾したものではない。」

「自由主義を基本的な価値として標榜する諸外国において、データベースを整備するに際し、DNA 型の採取、管理等に関する立法措置を講じ、対象犯罪、保存期間、無罪判決確定時等の削除などの規制を設けているのは、国民の私生活における自由への侵害になりうるとの理解が背景にある。自由権が普遍的価値を有するものであることに鑑みれば、各国における歴史的背景、文化、社会情勢等の相違を十分に考慮する必要があるとしても、諸外国の立法例及びその背景に存する価値判断を参酌することはありうる。半永久的に保管しデータベース化することが国民の私生活上の利益に対する制約になりうることは否定できないという判断を裏付けるものとして援用できる。」

オ 本件の指紋、DNA 型及び写真データの削除の可否について

①根拠法令について

適法な法律の委任によらないとまでは認められない。

②指掌紋規則。データベース運用の要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権についての規定がなく、死亡したとき、保管の必要がなくなったときに抹消しなければならないとされているのみ、指紋、DNA 型、被疑者写真がみだりに使用されてはならないという保護法益を有することからすれば、脆弱な規定に止まっている。

指紋、DNA 型及び被疑者写真にはみだりに使用されない一定の保護法益が認められる－保護法益の制約が、犯罪捜査のために必要性があるといった公共の福祉の観点から容認できるかとの観点から比較衡量が必要。

第一義的には当該被疑事実の捜査のために限定するのは、狭きに失する。当該被疑事実以外の余罪の捜査（一定の範囲内の）や有罪判決が確定した場合に再犯の捜査に使用するために保管することは許容できる。

無罪が確定した場合－データベース化の拡充の有用性という抽象的な理由で、犯罪捜査に資するとするのは、不十分。

余罪の存在や再犯のおそれ等が当該被疑者との関係で具体的な必要性が示されなければならない。

当該利益事態が人格権を基礎においているものと解することは可能だから、指紋、DNA

型及び被疑者写真を取得された被疑者であった者は、訴訟において人格権に基づく妨害排除請求として抹消を請求できると解釈するのが相当である。

### ③本件の検討

- ・無罪判決が確定。
- ・前科、前歴無し。
- ・本件は突発的に生じたもの。
- ・建設工事が終了し、既に紛争が終結していること、求刑も罰金 15 万円であること、逮捕から口頭弁論終結まで約 5 年が経過していることから考えれば、余罪や再犯の可能性を認めるのは困難。その他にデータを保管すべき具体的な必要性は示されていないから、保管の必要がなくなったと言うべき。
- ・携帯電話のデータは、刑事確定訴訟記録法に基づき保管しているもの。保管目的は、新たな犯罪捜査のためではなく、過去の刑事記録の保管のためだけのもの。みだりにデータを保管されない自由を侵害しているとはまでは言えない。

### (4) 判決の問題点

法治主義違反に関する問題の認識の甘さ

DNA 不必要なものは抹消せよ（警察庁による通達）－通達で問題は解消するのか？

## 2 大垣警察市民監視事件

### (1) 事件の概要

中部電力の子会社であるシーテック社が、2013 年・2014 年当時、岐阜県上石津町及び関ヶ原町において建設を計画していた風力発電事業施設の建設計画を巡り、環境破壊を懸念した地元住民らの個人情報や岐阜県大垣警察署の警備課がシーテック社に提供し、情報交換を行っていたとの報道がされた（2014 年 7 月）。報道によって自分の情報が提供されたと知った原告 4 人が、シーテック社に対して証拠保全を行ったところ、大垣警察署とシーテック社の議事録が残されており、関係住民の人間関係、勤務先、経歴まで、大垣警察警備課はシーテック社に提供していた。原告らは、個人情報を長年にわたって収集、保有し、それらの情報の一部を民間企業に提供したことを原告らの人格権としてのプライバシー等が侵害されたとして、被告県に国家賠償を求め、県と国に対して、人格権としてのプライバシーに基づき、保有する個人情報の抹消を求めた事件。

### (2) 岐阜地裁判決

主文：一人 50 万円、情報の漏洩を理由に損害賠償を認容。個人情報の抹消は、却下。

理由：①法治主義違反について

「警察は、犯罪の予防、鎮圧、捜査及び公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする（警察法 2 条 1 項）。したがって、警察は、犯罪発生後にその捜査、値威圧をし、公安が害された後にその事態の鎮圧や、秩序の回復をする職務を有するとともに、これらの事態の発生前に未然に防止する方法を講ずることも責務に含まれる。そして、ナイラにゃ暴力的破壊活動等、警備警察の対象となる犯罪や公安を害する事態

は、いったん発生すると、公共の安全と秩序に重大な危害を及ぼし、発生後にその鎮圧及び検挙に努めても、秩序の回復が容易ではない場合もありうるから、警察は、警察法2条2項抵触しない限度で、その発生の可能性がある限り、万が一の事態に備えて任意捜査の方法により情報収集するなどして、その発生を予防する手段を研究し、準備しておくこともその責務に含まれると解するのが相当である。そして、警察によるこのための情報収集等の対象にプライバシーなどの個人情報が含まれることがあっても、上記警察の責務に照らせば、法律上、明文の根拠規定がないことをもって、直ちに国家賠償法上違法であるということとはできない。」

## ②情報提供について

ア 大垣警察がシーテック社に提供した情報は、原告らが風力発電事業に関して行っている活動の情報、今後の活動予測に関する情報、過去の市民運動に関する情報及び私生活に関する情報である。

イ 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有するものと解される。このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為法上、法的保護に値する。原告らが私人であることを踏まえると、本件で提供された情報は、いずれも、「原告らの私的またはその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものといえ、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報であると認められるから、原告ら個人に関するプライバシー情報であると認められる。」プライバシー情報は、法的保護の対象となり、原告らはこれらの情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する。

ウ プライバシー情報の提供が国賠法上の違法性を有するか。

「行政機関がその職務において収集したプライバシー情報を、当該個人の承諾なく第三者に提供することは、プライバシー情報が憲法13条で保障されている個人の人格的利益に結びつくもので取扱方によっては個人の人格的利益を損なうおそれのあることに照らせば、正当な理由のない限り、国家賠償法上違法であると判断するのが相当である。」政党理由の有無の判断にあたっては、情報提供の目的、必要性及び態様、提供された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質等の事情を総合考慮する必要がある。

### ①情報提供の目的

「本件情報官の内容及び経過によれば、大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ちかけた主たる目的は、本件風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつたと認めるのが相当である。」

### ②本件情報提供の必要性について

原告A及びBは講師を招いて風力発電の勉強会を行っていたに過ぎず、公共の安瀾にや秩序の一時に危害を及ぼすものというにはほど遠い。知事や市長に嘆願書を出した行為も地域社会の公共の安全や秩序維持に影響を与えるものとは評価し得ない。

原告Cは、何ら活動をしておらず、原告A及びBの活動をMLに情報提供する活

動しかしていなかった。原告 D は、本件風力発電事業に関連する活動に何ら関与していなかった。

「少なくとも第一回情報交換の時点では、原告 A 及び B の活動等をきっかけとして本件風力発電事業に対して反対する意見が強まり、さらに原告らが連携することにより大々的な市民運動に発展する可能性は、極めて低かったといえる。また、その後、原告 A 及び B による活動が次第に活発化した事情を考慮しても、第 2 回以降の各情報交換の時点においても、原告らの活動により公共の安全や秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえない。」「大垣警察が本件情報提供を行う必要性があったとは認めがたい。」

#### ③本件情報提供の態様について

大垣警察は自らシーテック社に情報交換を持ちかけ、自発的に原告らの情報を提供している。このような大垣警察の言動によれば、積極的、意図的に、継続的に原告らの情報を提供していたものと認められる。

#### ④情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

原告 A、B 及び C に関する情報や原告 C の経歴情報は、「原告らが市民運動に従事したことに伴いこれに関連する一定の情報を公表したとしても」「その後永続的に第三者にこれらの情報が提供されることまで当然に許容していたとはいえない。」

原告 D の病状について、自身がツイッターに体調不良を示唆するツイートをしていたとしても、「直ちに広く第三者に了知されるわけではなく」「病気に関する情報は一般に秘密にされることが多いことを考慮すると」「原告 D が、自身の病状を第三者に了知されることを当然の前提としているとまでは推認できない。」

#### ⑤総合考慮

大垣警察は、シーテック社に対し、原告らの情報を提供する必要性があったとは認めがたい状況であったにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したものであり、これにより、原告らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと認められる。かかる情報提供が正当な理由に基づくものであるとはいえず、本件上法提供は国家賠償法上違法である。」

#### ⑥情報収集等の違法性について

警察法 2 条 1 項に規定する警察の責務に照らせば、犯罪予防もその主要な職責の一つである。従って、警察による情報収集活動は、強制におよばない任意捜査の方法による限り原則として許容される。他方、警察法 2 条 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行にあたっては、不偏不党かつ公平公正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定していることに照らすと、情報収集活動が、たとえ任意捜査の方法によった場合であっても、「憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる」などその権限を濫用することは許されないと解するのが相当であるから、本件情報収集等の警察による情報収集活動が国家賠償法上違法となるか否かは、収集、保有された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、本件情報収集等の目的、必要性及び態様等の事情を総合考慮して判断するべきである。」

①情報の私事性、秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

大垣警察が収集し、保有していた情報は、プライバシー情報であると認められる。原告らはこれらの情報について、第三者にみだりに収集、保有されない自由を有する。

大垣警察が、シーテック社から収集、保有した情報は、原告らの私的又はその思想信条にかかる活動・事柄に関するものと家、原告らに関するプライバシー情報であり、第三者にみだりに収集・保有されない自由を有する。

②情報収集等の目的について

大垣警察が収集し、保有していた情報については、収集・保有していた情報の内容、収集の方法及び時期が明らかでなく、その目的も証拠上認定できない。

他方、シーテック社からの情報収集については、本件風力発電事業に対する原告らの行動等の情報を収集することにより、原告ら及びE法律事務所が連携して本件発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握することを目的としていた。大垣警察は、その目的でシーテック社から情報収集等を行っていた。

③本件情報収集の必要性について

原告らは過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、本件情報交換当時、本件風力発電事業に関し、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったと認めるのが相当である。しかしながら、仮に上記のとおり原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。大垣警察が万一の事態に備えて原告らに関する情報収集等をする必要性があったことを否定できない。

④情報収集等の態様について

任意の手段により行われたものであると認められる。

⑤総合考慮

大垣警察がシーテック社に提供した情報については、その収集及び保有の必要性について否定できない上、任意の手段により行われたものだから、国賠法上違法であるとまでは言えない。

大垣警察がシーテック社から収集し、保有した情報については、原告A及びBの活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、国家賠償法上違法とまではいえない。

⑥本件情報提供及び情報収集等による具体的事情に照らしても、思想良心の自由や表現の自由が侵害されたとはいえない。表現行為人格権は、その内容自体不明確である。

④損害

原告らは、必要性もないのに、大垣警察からプライバシーに係る情報を、積極的、意図的に対立の相手方であるシーテック社にその情報を提供されたことにより、精神的な損害を被ったものと認められる。大垣警察がシーテック社に提供した情報の内、原告A、B及びCの本件風力発電事業に反対する活動等、過去に関与した市民運動に関連する情報は、同人らの思想信条に関連する情報であるといえる。原告らと法律事務所Eとの関係性に関する情報も、Eが憲法や基本的人権に関心を持ち、憲法に関する問題点を取り上げる集会を行っていることを考慮すると、原告らが憲法に対する一定の関心を持つ団体

と親和性があることを示す情報であるといえ、原告らの思想信条に関連する情報であると解するのが相当である。このような思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること（憲法 19 条）を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高い者と解するのが相当である。原告 C 及び D の私生活に関する情報も私事性及び秘匿性が高いものといえる。大垣警察は、要保護性の高い原告らの情報を自ら第三者であるシーテック社に対し情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ、複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかつ情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない。」原告らの情報の性質及び本件情報提供における態様の悪質さ等に鑑みれば、その慰謝料額としては、原告各人につき 50 万円が相当である。弁護士費用は 5 万円。

#### ⑤ 保有情報の抹消請求について

個人情報抹消請求は、情報の抹消という作為を求めるものであるから、作為の対象が一義的に明確に特定される必要がある。警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、請求の内容が特定されていると言えないから、訴えは特定性を欠き、不適法である。

#### (3) 判決の課題

収集した情報の保管、利用の濫用の危険性を示すもの

課題－私生活上の核心にかかわる要保護性の高い情報と認定しながら、情報収集過程についてのあまりにも安易に広く容認しすぎではないのか？

### 3 両事件に共通する課題

#### (1) 警察による捜査に関する法的根拠の曖昧さ

警察法 2 条 1 項は作用法たり得るか？

権力行使による人権侵害には法律による根拠を要求するのが、法治主義

#### (2) 予防的警察活動－犯罪予防目的での捜査に対する警戒心の不足

戦前、戦後警察法改正の目的、警察法改正による戦前復帰志向－警戒心の不足

#### (3) 情報技術の発展による情報収集の容易さ

#### (4) 私的領域と公的領域

・プライバシー概念の出発点（私のことを放っておいてもらう権利－私的領域に国家を立ち入らせないもの）－高校生の反応の健全性（SNS 等で発信してもそれは他人にみてもらって良い情報、密かに覗かれることは気持ちが悪い） ⇄ 悪いことをしていないから監視されても良い。（権力監視に対する警戒心の不足）

#### (5) 仙台情報保全隊市民監視事件 国家による市民の監視の目的

参考 拙稿「自衛隊の市民監視をめぐる裁判」飯島滋昭他編著『自衛隊の変貌と平和憲法』（現代人文社）

「戦争を支える社会をつくるために、普通の市民が政府に逆らい、反対することだけでなく、大企業の進める事業に反対することさえ、秩序を乱すものとして危険視し、監視し、権力行使してくること。」（187 頁） 以上